

提言

犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現に向けた**経済的支援策**（国の責務による支援）の拡充

- **経済的支援の充実と犯罪被害者等給付金の早期支給、「性犯罪被害者給付金」の創設**
- **公費による犯罪被害者支援弁護士制度の創設**
- **民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援**
- **地域の実情に応じた支援施策を充実・強化するための財政措置**

警察庁

- ・ 犯罪被害者等に対する**経済的支援の充実**
- ・ 犯罪被害者等給付金の**早期支給**及び「**性犯罪被害者給付金**」の創設
- ・ 民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援

法務省

- ・ 犯罪被害者等の誰もが事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう**公費による犯罪被害者支援弁護士制度の創設**
- ・ 犯罪被害者等が確実に**損害の賠償**を受けられるよう損害回復の実効性を確保するための**必要な措置**

内閣府

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター運営に関する**財政的支援の拡充**
(交付金補助率 1/2～1/3 → **2/3に拡充**)

地方公共団体への支援

- ・ 地方の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を継続して強化できるようにするとともに、地域格差を生じさせないよう**地方公共団体への財政支援**
(特別交付税措置等を含めた**十分な予算の確保**)

犯罪被害者等への経済的支援策 【現状と課題】

警察庁

- 【現状】
 - ・ 犯罪被害給付制度が一定の役割（遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金）
 - ・ 民間犯罪被害者支援団体への財政的支援（活動支援、委託業務の経費等）
- 【課題】
 - ・ 都道府県公安委員会での裁定が必要なため**支給に時間がかかる**
(平均9か月余)
 - ・ 性犯罪被害者は心的な被害が多いが、被害の程度により対象にならない場合がある
 - ・ 民間犯罪被害者支援団体への運営自体に係る財政的支援は不十分

被害者

・ 被害直後から経済的負担が生じている
・ 救済まで時間がかかる、救済されづらい

経済的困窮

法務省

- 【現状】
 - ・ 刑事裁判における被害者参加制度による国選弁護士制度
 - ・ 民事法律扶助制度による弁護士等費用の立替え、無料法律相談
- 【課題】
 - ・ 資力要件等があり、犯罪被害者等誰もが活用できない
 - ・ 貸付による経済的支援では、被害者の経済的負担は軽減されにくい
 - ・ 犯罪による損害について、加害者の損害賠償責任が果たされない場合や賠償が見込めないことがある

・ 加害者が責務を果たさないと被害者にそのしわ寄せは

民間支援団体

・ 財政的・人的不足による運営面の不安

内閣府

- 【現状】
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター運営に関する支援（性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 補助率1/2～2/3）
- 【課題】
 - ・ 支援センターにおける財政的・人的不足による安定的な支援活動への不安

地方公共団体の独自支援策

地方公共団体

- 【現状】
 - ・ 国の支援施策への補完：独自支援策を実施
見舞金、貸付金による支援（見舞金導入：489自治体、貸付金導入：13自治体）
※高知県では、生活資金、転居費用、再提訴費用に係る助成制度を創設(令和3年4月～)
高知弁護士会と協定を締結し、無料法律相談を実施(令和3年6月～)
- 【課題】
 - ・ 財源措置が必要となるため、地方の財源状況により十分な支援策を実施できない
 - ・ 支援施策の有無により、**地域間格差**が生じている

支援の拡充・強化が必要